仕様書番号：63

令和８年度　302・203号建物屋上防水補修工事

工事件名	令和８年度　302・203号建物屋上防水補修工事			
図面名称	表紙			
図面番号	1/8	作成月日	令和８年10月27日	
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	営繕係
澤	長野	後関	尾方	金
別府駐屯地業務隊管理科営繕班				

仕　様　書

1　工事件名　令和８年度302・203号建物屋上防水補修工事

2　工事場所　陸上自衛隊別府駐屯地　大分県別府市大字鶴見字鶴見原４５４８－１４３

3　工事概要　３０２号隊舎屋上防水補修　・・・・・　１式
　　２０３号管理棟屋上防水補修　・・・・・１式

4　一般事項

（１）適用

ア　本工事は、本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」により実施するものとする。また、これらに明記なき事項については、監督官との協議により実施するものとする。

イ　本工事の実施に当たっては、関係諸法規を遵守するものとする。

ウ　建設業法一部改正により、元請業者が下請業者と下請契約を締結して工事を実施する場合は、官側へ施工体制台帳を提出すると共に主任技術者の保有する資格証明書の写しを提出するものとする。

（２）工事中の安全確保

ア　請負業者は、駐屯地内で工事を行う場合、駐屯地内への立ち入り及び行動は、当該駐屯地の規則（出入門手続き・火気取扱・工事用通行路等）及び駐屯地関係者の指示を遵守して行うものとし、工事箇所外への立入りを禁止する。やむをえず工事箇所外への立入りを必要とする場合は、監督官の承認を得るものとする。

イ　工事の安全管理には十分留意し、必要に応じて危険防止措置を講じるとともに作業員への指導を徹底するものとする。

ウ　本工事において発生した事故等は、請負業者の責任によるものとする。

エ　請負業者は現場の整理整頓、清掃を実施するものとする。

オ　喫煙は、指定された場所及び時間のみとするものとする。

（３）駐屯地内工事

ア　駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工するものとし万一破損させた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負業者の責任において速やかに原形に復旧するものとする。

イ　本工事の写真は、カメラを使用し、着工前、施工中、完成時及び監督官の指示するところを撮影し、アルバム（A4）に整理した後、１部（カラー）監督官に提出するものとする。特に、隠ぺい箇所についてはこまめに撮影する。

ウ　本工事では原則として、駐屯地内の用水、電力の使用はできない。やむをえず使用する場合は、仮設メーター等を設置し使用料を徴収するものとする。

エ　本工事に使用する材料は全て新品とし、監督官の検査を受けた合格品のみを使用するものとする。

オ　監督官の示す書類等は速やかに提出するものとする。

カ　請負者は仕様書及び現地において、相違、疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。

キ　本工事において、本仕様書に明記なき事項でも施工上当然すべき事項については、請負業者の負担で実施するものとする。

5　特記事項

（１）共通

ア　本工事の着手に際しては、請負業者による現状の確認、採寸等を実施し、施工図(承認図)を作成し監督官の承認を得た後、実施するものとする。

イ　本工事で発生した金属類は、監督官の指示に従い所定場所に集積し、発生材調書を提出するものとする。その他は産業廃棄物として処分するものとする。

ウ　本工事により発生する産業廃棄物の処分は、「破棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和４５年１２月２５日法律第１３７号）に基づいて適正に処分するものとし、マニフェスト（E票の写し）を提出すること。

エ　工事期間内に完成検査まで確実に終了させるものとする。

（２）仮設、養生・清掃後片付け

ア　既存部分の養生は、ビニルシート、合板等の適切な方法で行うものとする。

イ　工事完成後、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行うものとする。

（３）防水工事の種別は下記による。

ア　203号建物

施工部	種　　類	材料規格等
立上部 取合い部	ウレタン系塗膜防水 X-２工法	JIS A 6021　建築用塗膜防水材 保護仕上材はＴフッ素仕上げ同等品以上
平場	ルーフィングシート防水 S-M2工法	JIS　A　6008　歩行用平場仕様（重歩行） 合成高分子系ルーフィングシート
立上下地	ポリマーセメント モルタルペースト塗	新設する防水材の製造所の指定する 製品とする
顎下補修	ポリマーセメントモルタル充填	ポリマーセメントモルタルの製造所の仕様により調合し混練りする

イ　本施工要領は、公共建設改修工事標準仕様書（建築工事編）
塗膜防水X-2工法を適用

ウ　保護仕上げ材の色は既存確認し監督官と調整すること。

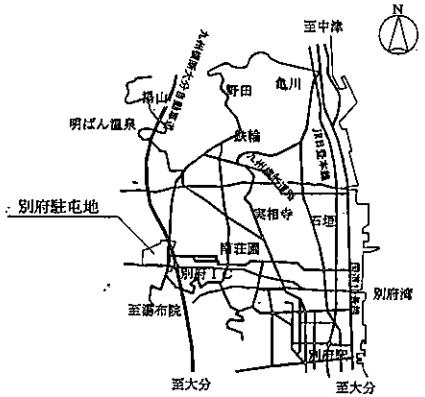
エ　歩行用平場仕様とし、養生期間の短縮を考慮できる工法にて施工すること。

オ　302号建物

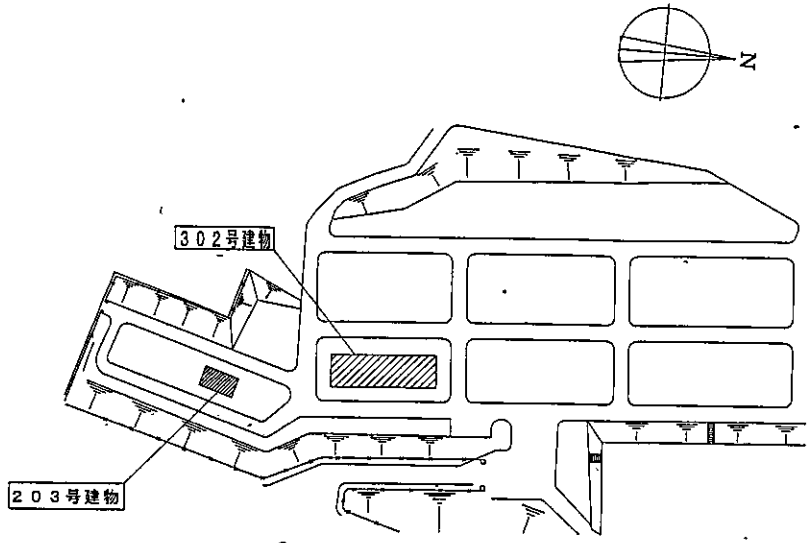
浮き部	注入口付アンカーピン部分エポキシ樹脂注入工法　9本/㎡	JIS　A　6024　建築補修用及び建築補強用エポキシ樹脂
ひび割れ部	Uカットシーリング充填工	プライマーの塗布及び充填時に被着体が5℃以下 または50℃以上になる恐れがある場合は作業を中止する
外壁	可とう形改修塗材E	JIS A 6909　建築用仕上げ塗材
仮設工事	足場組立・解体	手すり先行工法等に関するガイドラインに基づく

カ　塗装前に高圧洗浄を行うものとする。

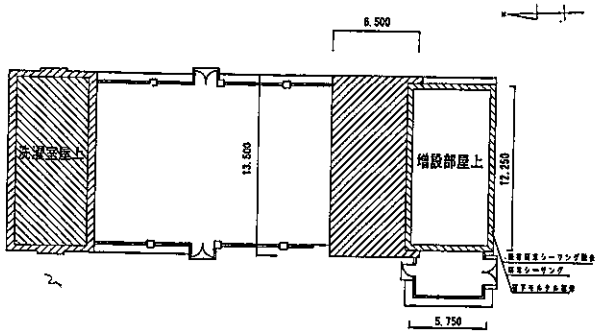
工事件名	令和８年度302・203号建物屋上防水補修工事		
図面名称	仕様書		
図面番号	2/8	作成月日	令和８年１０月２７日
別府駐屯地業務隊管理科営繕班			



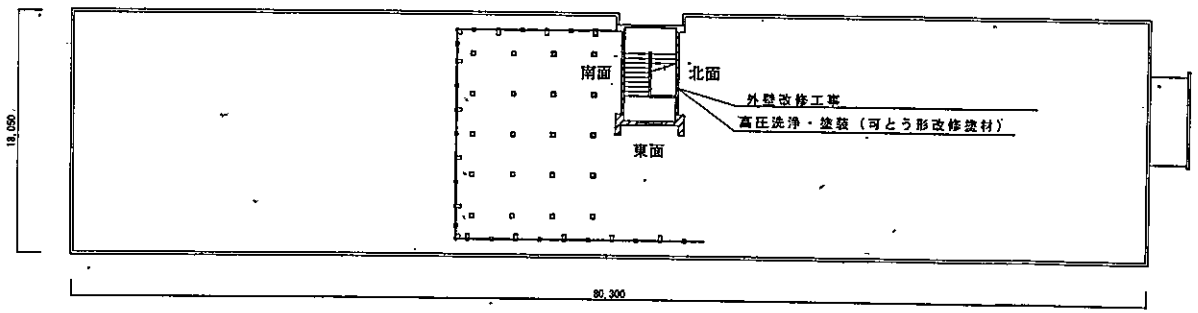
案内図　S=1/30,000



配置図　S=1/4,000

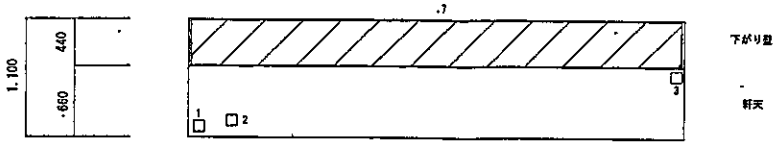


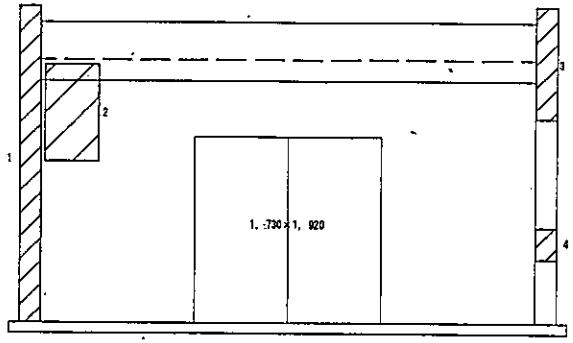
203号建物R階　平面図S=1/200



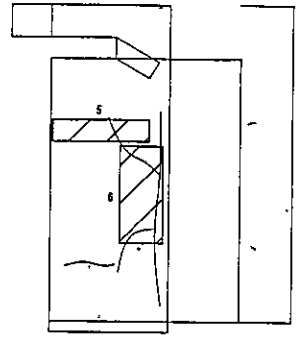
302号建物R階　改修平面図　S=1/400

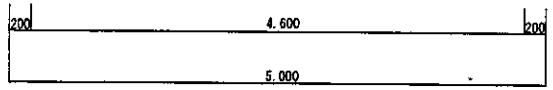
工事件名	令和８年度302・203号建物屋上防水補修工事		
図面名称	平面図・詳細図		
図面番号	3/8	作成月日	令和８年１０月２７日
別府駐屯地業務隊管理科営繕班			

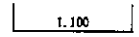




東面姿図







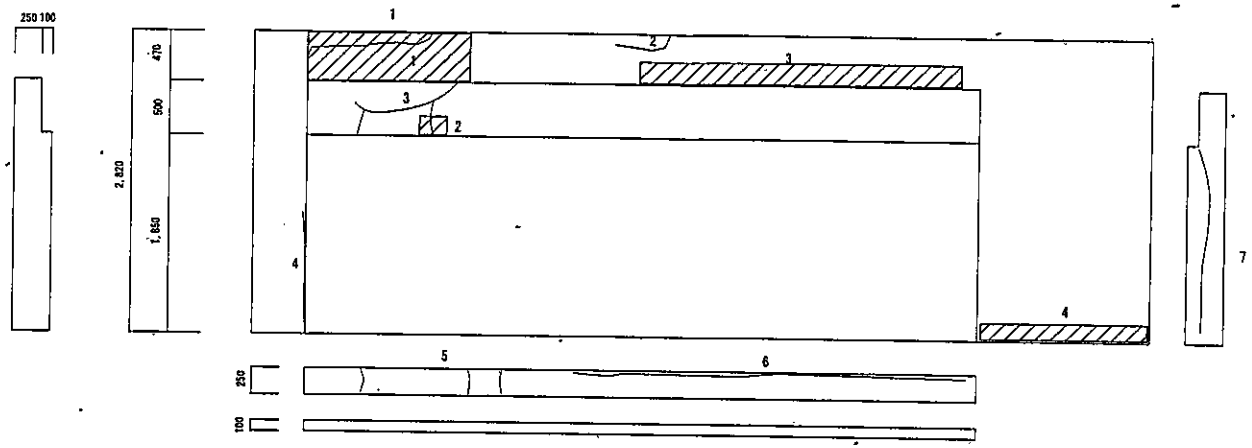
凡例		
劣化状況	図示	改修工法
モルタル浮き部	▨	注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 注入口付アンカーピン9本/㎡
ひび割れ部	～	Uカットシーリング充填工法
鉄筋・欠損部	□	ポリマーセメントモルタル充填工法
	76.9㎡	可とう形改修塗装材E・高圧洗浄

	浮き部改修	単位
NO	寸法	㎡
1	0.2×2.95	0.59
2	0.4×0.9	0.36
3	0.2×1.2	0.24
4	0.2×0.3	0.06
5	1.0×0.2	0.20
6	0.4×1.1	0.44
7	0.4×4.6	1.84
	合計	3.73

	ひび割れ改修
NO	寸法(m)
1	3.50
合計	3.50

	鉄筋・欠損部改修
	3か所
合計	0.03㎡

工事件名	令和８年度302・203号建物屋上防水工事		
図面名称	仕様書		
図面番号	4/8	作成月日	令和８年１０月２７日
別府駐屯地業務隊管理科営繕班			

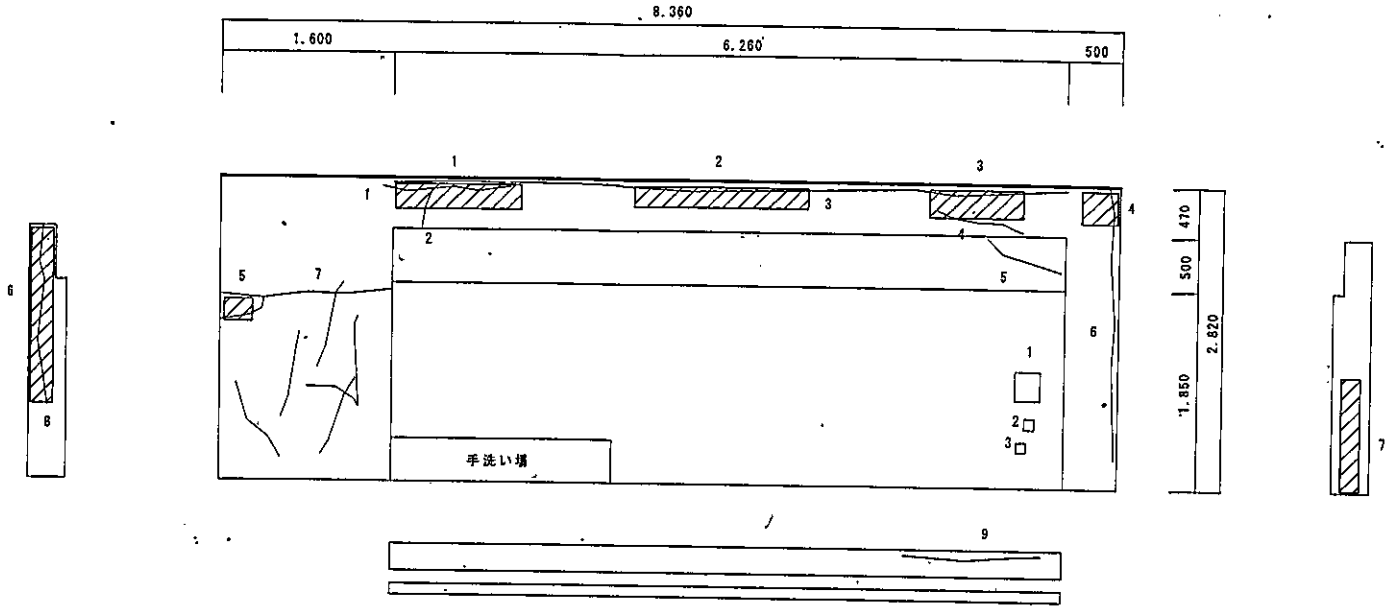


南面姿図

	浮き部改修	
NO	寸 法	㎡
1	1.5 × 0.47	0.70
2	0.2 × 0.3	0.06
3	3.6 × 0.2	0.72
4	1.6 × 0.2	0.32
合計		1.80

	ひび割れ改修	
NO	寸 法	m
1	1.50	
2	0.50	
3	1.30	
4	1.40	
5	0.75	
6	3.60	
7	1.90	
合計	10.95	

工事件名	令和８年度302・203号建物屋上防水工事		
図面名称	仕様書		
図面番号	5/8	作成月日	令和８年１０月２７日
別府駐屯地業務隊管理科営繕班			



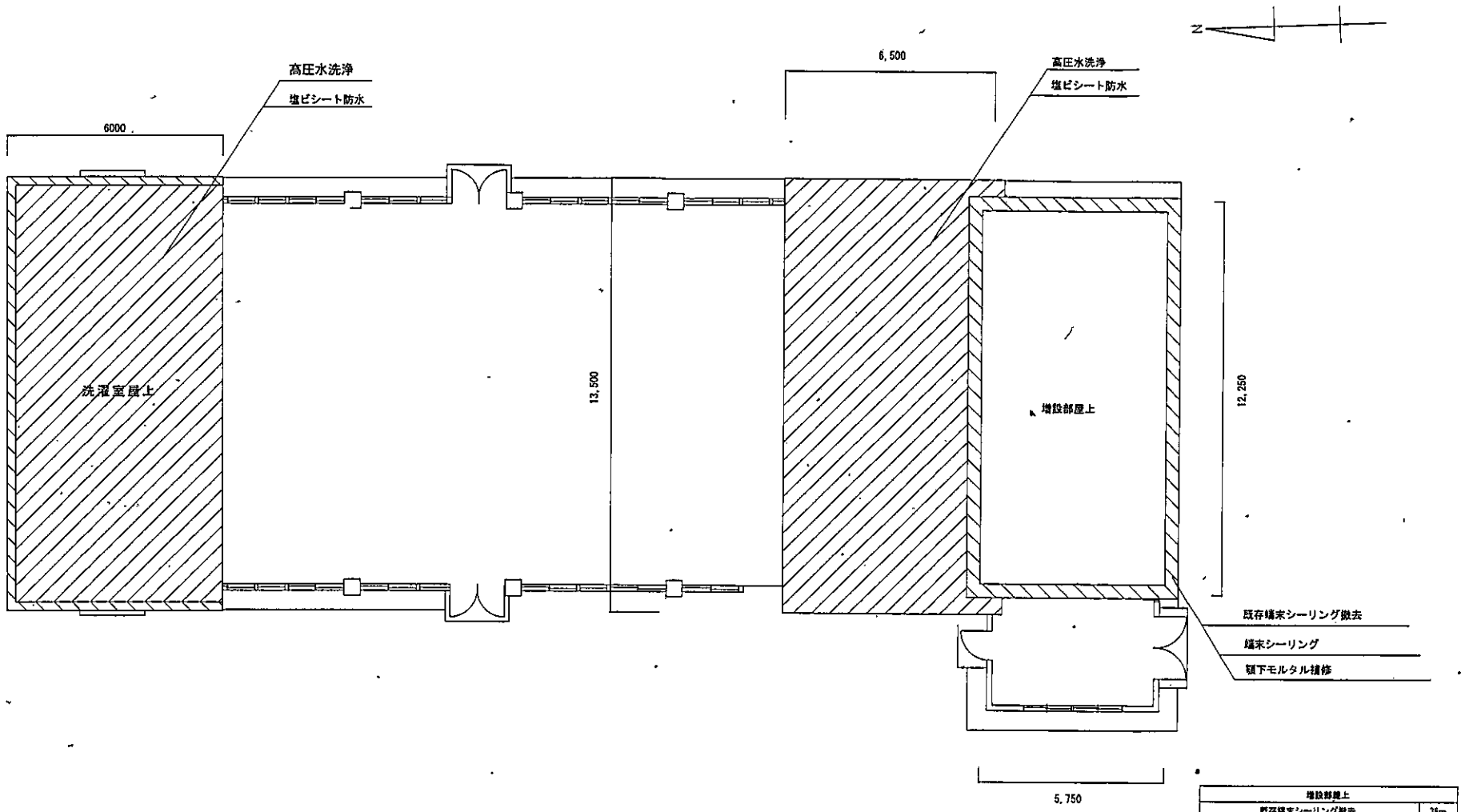
北面姿図

	浮き部修正	寸法
NO		㎡
1	1.1×0.20	0.22
2	0.2×1.6	0.32
3	0.2×0.95	0.19
4	0.3×0.3	0.09
5	0.3×0.2	0.06
6	0.2×1.7	0.34
7	0.2×1.1	0.22
	合計	1.44

	ひび割れ改修	寸法
NO		m
1	1.10	
2	0.40	
3	6.25	
4	1.10	
5	0.50	
6	2.50	
7	8.00	
8	1.70	
9	1.10	
合計	22.65	

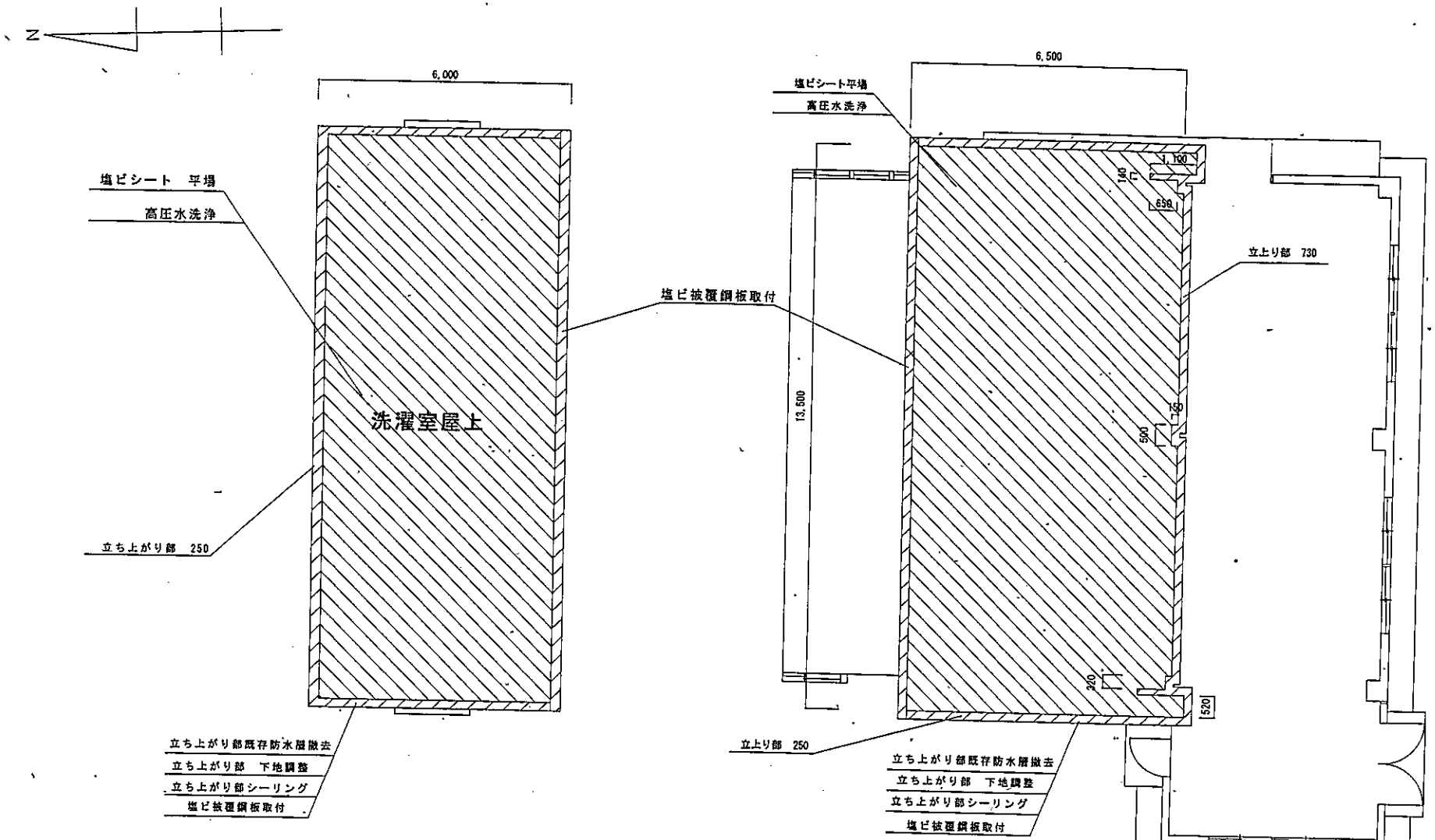
	錆筋・欠損部改修	寸法
NO	3か所	
合計	0.06	㎡

工事件名	令和8年度302・203号建物屋上防水工事		
図面名称	仕様書		
図面番号	6/8	作成月日	令和8年10月27日
	別府駐屯地業務隊管理科営繕班		



増設部屋上	
既存端末シーリング撤去	36m
頭下モルタル補修	36m
端末シーリング	36m

工事件名	令和８年度302・203号建物屋上防水工事		
図面名称	仕様書		
図面番号	7/8	作成月日	令和８年１０月２７日
別府駐屯地業務隊管理科営繕班			



塩ビシート防水　平場	S-M2	169.2㎡
立上り部　既存防水層撤去	撤去廃棄・シール共	22㎡
立上り部　下地調整	ポリマーセメントモルタルペースト塗	22㎡
立上り部シーリング		83.1m
ウレタン塗膜防水 立ち上がり部・既存防水層取り合い部	X-2 工法同等	22㎡
塩ビ被覆鋼板取付	W=80	83.1m

工事件名	令和８年度302・203号建物屋上防水工事		
図面名称	仕様書		
図面番号	8/8	作成月日	令和８年１０月２７日
別府駐屯地業務隊管理科営繕班			